

港湾ロジスティクスワーキンググループ運営要領

〔令和8年1月15日
港湾ロジスティクスワーキンググループ座長決定〕

「港湾ロジスティクスワーキンググループの開催について」（令和8年1月15日国土交通大臣決定）第4項の規定に基づき、港湾ロジスティクスワーキンググループ運営要領を定める。

(会議の運営)

第1条 港湾ロジスティクスワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによる。

第2条 座長は、会議の運営にあたり、構成員の中から座長代理を指名することができる。

(議事内容等の公表)

第3条 座長は、ワーキンググループにおける議事の内容等を、ワーキンググループの終了後、速やかに、適当と認める方法により、公表する。

2 前項に規定する議事の内容等の公表においてワーキンググループでの意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。

3 第一項及び前項の規定により議事の内容等を公表する際は、ワーキンググループにおいて配布された資料を、原則として、併せて公表する。

(議事要旨)

第4条 座長は、ワーキンググループの終了後、遅滞なく、当該ワーキンググループの議事要旨を作成し、これを公表する。

(雑則)

第5条 この運営要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が定める。